

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八号

奈良県行政組織規則等の一部を改正する規則

(奈良県行政組織規則の一部改正)

第一条 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一奈良公園事務所から国際奈良学セミナーハウスまでの項中

奈良春日 野国際フ オーラム	奈良市春 日野町		一 奈良春日野国際フ オーラムの管理運営 に関すること。 二 伝統芸能の振興、 国際交流の促進等に 関すること。
国際奈良 学セミナ ーハウス	奈良市登 大路町		一 セミナーハウスの 管理運営に関するこ と。 二 奈良に関する歴史 及び文化の研究、研 修等の促進に関する こと。

を

奈良春日 野国際フ オーラム	奈良市春 日野町		一 奈良春日野国際フ オーラムの管理運営 に関すること。 二 伝統芸能の振興、
----------------------	-------------	--	--

に改める。

（職員の職の設置等に関する規則の一部改正）

第二条 職員の職の設置等に関する規則（昭和四十一年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一国際奈良学セミナーハウスの項を削る。

（奈良県標準的な職を定める規則の一部改正）

第三条 奈良県標準的な職を定める規則（平成二十八年三月奈良県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄第三号中「幹線街路整備事務所」を「並びに幹線街路整備事務所」に、「奈良公園事務所及び」を「奈良公園事務所、」に、「の課長、国際奈良学セミナーハウスの館長並びに」を「及び」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。